

令和7年度

第1回定例農業委員会会議録

令和7年4月21日 開催

令和7年4月21日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第1回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第4号

令和7年度 第1回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年4月16日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年4月16日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年4月21日 午後 1時30分

閉会 令和7年4月21日 午後 2時10分 (会期1日)

第1日目(4月21日) 出席委員 19名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹	16番	松岡 正広
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治	17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
6番	中島 美紀	13番	福家 範行		
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美		

農地利用最適化推進委員 19名参加

昭和1	高崎 浩之	昭和1	三好 正晃	昭和2	長尾 豊弘	昭和2	片岡 等
陶	香川 秀範	陶	大芝 博信	陶	福家 棟貴	陶	原 拓也
滝宮1	津村 剛志	滝宮2	大野 政則	羽床1	鈴木 博文	羽床2	楠原 徳大
枅所	森本 廣隆	枅所	中内 義男	西分	岡田 行夫	山田1	山口 守
山田2	藤本 浩二	山田3	岡田 峯男			羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

11番 川西 正廣 委員、 12番 丸尾 説男 委員

欠席 なし

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 7 年 4 月 21 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 職員の任免について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 6 議案第 4 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 7 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和7年4月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第1回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の農業委員出席者は、19名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、11番 川西 正廣（かわにし まさひろ） 委員  
12番 丸尾 説男（まるお せつお） 委員  
を指名します。





説明： 申請に至った理由ですが、申請地については現在、特定作業受委託により譲受人が管理しており、譲渡人が2名とも町外にいることから今後も継続的な管理はできず譲受人へ手放したいとの意向がありました。譲受人も、継続して利用したいとのことで、両者の意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 6,711 m<sup>2</sup>、借入地が 6,325 m<sup>2</sup>、合計 13,036 m<sup>2</sup>で、経営地については現在全て適切に維持管理されています。

ただし、譲受人の経営農地の管理について、昨年は夏場の農地管理が不十分であり周辺住民からの意見もありました。そのため、本申請を受けるに当たり、譲受人の夫婦連名にて、経営農地に関して夏場の草刈りを含めた通年の農地管理を行うことや、周囲への影響・苦情がある際には速やかに対応することなどを確約した書面も併せて提出してもらっています。

取得後の営農計画としては、水稻、小麦を予定しております。

譲受人の農作業暦は 24 年、農作業の従事日数は 300 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、乾燥機、軽トラックが各 1 台、農舎が 50 m<sup>2</sup>あります。

また、水稻、小麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 1.5 km、車で 5 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第 3 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第 3 号農地機構を通じた利用権設定について説明します。P. 3～8 をご覧ください。

契約筆数：	123 筆	合計	180,912 m <sup>2</sup>
新規契約：	36 件		35,081 m <sup>2</sup>
更新契約：	73 件		123,694 m <sup>2</sup>

移転・再貸付契約： 14件 22,137 m<sup>2</sup>

貸付先としましては、1番を■■■■氏へ、2～4番を■■■■氏へ、5～45番を■■■■  
■■■■へ、46～48番を■■■■氏へ、49～54番を■■■■氏へ、55～85番を■■■■  
へ、86～89番を■■■■氏へ、90～96番を■■■■氏へ、97～98番を■■■■氏へ、99番を■■■■氏  
へ、100番を■■■■氏へ、101～104番を■■■■氏へ、105～113番を■■■■氏へ、114～120番  
を■■■■氏へ、121番を■■■■氏へ、122～123番を■■■■氏へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第4号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明  
致します。今月は、除外案件が2件です。

議案第4号-1（除外）

地図・図面： ■■■■ 農振除外-1

申出区分： 農用地からの除外

申請地： ■■■■ 田 1,533 m<sup>2</sup>外2筆 合計 1,554 m<sup>2</sup>

併用地： ■■■■ 雑種地 95 m<sup>2</sup> 他2筆 合計 118.47 m<sup>2</sup>

除外前用途： 農地

除外後用途： 資材置場、駐車場

土地所有者： ■■■■

土地利用者： ■■■■

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 資材置場、駐車場

【資金内訳】 土地代0万円、造成費50万円、建築費0万円

合計50万円 <内訳>自己資金50万円、借入金0万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、夫と共に造園業及び外構業営んでおりますが、事業が順調に伸び自宅

兼事務所の敷地だけでは手狭になったことから、資材置場及び駐車場用地の確保を検討しました。事業所近郊で検討したところ、申請地が母親所有の農地で現在休耕中であり事務所からの距離も近く、敷地への進入も容易であることから、選定したものです。

【工事着工時期】 令和7年8月 【供用開始時期】 令和8年4月

【造成】 盛土・切土 なし、整地のみ

コンクリート擁壁 なし、既設ブロック積み 法面 既存法面を温存

【排水】 雨水：集水桝を設置し、東側水路へ放流

汚水：なし

【利用率】 ー

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び■■■■水利組合の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

#### 議案第4号-2（除外）

地図・図面： ■■■■ 農振除外-2

申出区分： 農用地からの除外

申請地： ■■■■ 田 301 m<sup>2</sup>外3筆 合計 2,470 m<sup>2</sup>

併用地： ■■■■ 田 35 m<sup>2</sup>及び農道、水路 合計 126 m<sup>2</sup>

除外前用途： 農地

除外後用途： 分譲住宅

土地所有者： ■■■■  
■■■■

土地利用者： ■■■■

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 分譲住宅7区画 1区画平均 267.7 m<sup>2</sup>

各区画に住宅2階建1棟 67.02 m<sup>2</sup> 合計 469.14 m<sup>2</sup>

【資金内訳】 土地代 500 万円、造成費 1,500 万円、建築費 6,500 万円

合計 8,500 万円

<内訳>自己資金 8,500 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は■■■■に主たる事務所を置き、平成28年に設立した不動産業を主に営む法人です。申請地の北西側で分譲販売を行っており、現在6区画中4区画が売買済の状況ですが、引き続き■■■■から南側で居住用住宅を探している方からの問い合わせが相次いでおり、更なる分譲住宅の需要の見込みがあると考え、今回の計画に

至ったものです。

申請地は、[REDACTED]に位置し、国道沿いには多数の企業や店舗があり、[REDACTED]からも近く、子育て・通勤環境の整った利便性の高い地域のため、需要を充足できると判断し、本申請に及んだものです。

【工事着工時期】 令和7年7月 【供用開始時期】 令和8年1月

【造成】 花崗土による盛土H=0.7~1.4m、コンクリート擁壁H=0.6~1.45m

【排水】 雨水：各戸にて集水後、西側水路へ放流

汚水：合併処理浄化槽で処理後、西側水路に放流

【利用率】 ー

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び[REDACTED]水利組合の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は8件です。

案件第1号~4号は同一賃借人に関する案件ですので一括で説明いたします。

報告1-1~1-4

賃貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

賃借人：[REDACTED]

申請地：[REDACTED] 田 1,340 m<sup>2</sup> 外5筆 合計14,340 m<sup>2</sup>

解約日：令和7年2月28日



以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第1回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時 10分

閉会